令和８年度吹田市情報公開運営審議会

１　日時　　令和８年８月６日（木）　（開会）10 時 00 分 （閉会）11 時 00 分
２　場所　　吹田市役所 高層棟４階 特別会議室
３　議題　　（１）吹田市情報公開運営審議会及び吹田市個人情報保護審議会を統合し、吹田市情報公開･個人情報保護運営委員会を設置することについて（諮問）
（２）令和７年度（2025 年度）　情報公開制度の運用状況について

４　出席委員
（会長）村田　尚紀　　（副会長）荒木　晋之介
香川　俊治　　川端　哲　　岸　浩子　　西形　方良
山本　雅子　　吉川　英次
５　欠席委員
安藤　彰　　宮崎　和子
６　出席市職員（実施機関（説明者）及び事務局）
岡松市民部長
市民相談室：山谷室長　　中野参事　　宮﨑主幹　　栗本主任
７　傍聴者
なし
８　議事要旨
事 務 局：　～出席者等の紹介、資料の確認～

議題（１）吹田市情報公開運営審議会及び吹田市個人情報保護審議会を統合し、吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会を設置することについて（諮問）

実施機関：　～諮問案件説明資料に基づき説明～
委　　員：　委員のうち学識経験者の人数を３名とするとのことですが、弁護士会から２名委嘱されるということですか。
実施機関：　はい、そのように考えています。
委　　員：　委員定数について、現行の両審議会において委嘱している団体からの委員を減らさず１３人以内とするとのことですが、統合後も医師会や健康づくり推進事業団からの委員は必要ですか。
実施機関：　はい。引き続き幅広い意見をいただきたいと考えています。
委　　員：　運営審議会の任期について、医師会と健康づくり推進事業団からの委員以

外も経過措置を受けて新委員会の委員となるのですか。

実施機関：　いいえ。現在の委嘱期間である令和９年５月３１日までで任期終了となります。医師会と健康づくり推進事業団に対しては、令和９年６月１日から令和１０年６月３０日までの経過措置期間における新委員会の委員の推薦を、新たに依頼します。

委　　員：　公共的団体の代表者として委嘱される委員について、同じ人が両方の審議会の委員になっていることもありますか。

実施機関：　はい。現在は３名いらっしゃいます。

委　　員：　保護審議会の任期満了後は、新委員会の推薦を新たに依頼されるということですか。

実施機関：　はい。令和１０年７月１日からの任期については、再度推薦を依頼します。団体により、現委員の方が継続になる場合もあればそうでない場合もあると考えています。

委　　員：　令和８年７月１日からの保護審議会の委員について、初めから新委員会の委員となることを見越して委嘱したのですか、令和９年６月１日に改めて新委員会の委員として委嘱するのですか。

実施機関：　審議会統合に係る条例制定の議案を令和９年２月定例会に提案予定であり、その条例の中で、令和９年６月１日以降は保護審議会の委員を新委員会の委員と読み替えることを定める予定です。

～質疑応答終了～

会　　長：　委員の皆さん、本件について、同意する旨の答申をしてよろしいですか。

委　　員：　～異議なし、の声～

会　　長：　異論がないようです。情報公開条例第２６条第１項の規定に基づき当審議会に諮問された、吹田市情報公開運営審議会及び吹田市個人情報保護審議会を統合し、吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会を設置することに同意します。

議題（２）令和７年度情報公開制度の運用状況について

事 務 局：　～資料に基づき説明～

委　　員：　「運用状況」Ｐ４　（６）審査請求の状況のＮＯ．１と４について、公開決定をしたにもかかわらず、審査請求をされている事情が分かれば教えてください。

事 務 局：　全部公開の決定をしましたが、そのほかにも特定すべき資料があるのではないかという趣旨での審査請求です。

委　　員：　昨年は公文書公開請求に係る決定内容等の詳細なデータを作成していたと

思いますが、今年から作成しなくなった事情はありますか。

事 務 局：　１つ１つ個別の状況を説明するよりも、運用状況のとおり数字や担当部署を集約した資料の方が確認していただきやすいのではないかと考えました。

委　　員：　「運用状況」Ｐ４　（４）公開決定までの期間について、最も長いものは３８日だったとのことですが、主に期間を要した内容を教えてください。

事 務 局：　該当の請求はプロポーザルの提案資料に関するものでした。提案資料が多いことから、対象文書を特定した後に、各資料について公開できるかできないかの判断を行うため、日数がかかったものです。資料それぞれに公開の可否を判断するため、資料の多さに比例して時間がかかるという状況です。

委　　員：　情報公開・個人情報保護審査会の委員５名は、どのような方ですか。

事 務 局：　学識経験者５名で、構成としては大学から２名、弁護士会から３名に来ていただいています。

委　　員：　任期はないのですか。

事 務 局：　１回の委嘱で２年間の任期というサイクルです。

以上